

# ルソン壺交易と日比通交

伊川健二（本学兼任講師、成城大学 非常勤講師）

上田：それでちょっと長丁場になりますけれども、続けて伊川先生にお願いしたいというふうに思います。伊川健二先生は、現在、成城大学、立教大学、立正大学等で非常勤講師として教壇に立っておられます。東大で博士号を取られて、近世の日本と欧州、ヨーロッパ、各国との関係について研究を行って、特に日本とイエズス会の研究においても積極的に研究をなさっております。ご著書としましては『大航海時代の東アジア—日欧通交の歴史的前提—』（吉川弘文館、2007年）。あるいは『日本中世史入門』（勉誠出版、2013年）という形で、共著になりますけれども、筆をふるっております。それでは伊川さん、よろしくお願ひしたいと思ひます。

伊川：ご紹介、どうもありがとうございます。このたびは学際的な機会にお招きいただきまして、関係各位に謝意を申し上げます。伊川でございます。

私のテーマはシンプルです。ルソン壺交易と申しますと、皆さん、どこかで言葉は耳にしたことがある方がほとんどではないかと思ひます。ただ、見れば見るほど情報整理がいろいろなレベルでこれからまだ必要なテーマだと思ひますし、もう一つはやはり、特にこの16世紀末の日本と、このシンポジウムのテーマでもあります東アジア、東南アジアをつなぐ要素の一つとして非常に重要なもので、研究の必要があるものではないかと思ひまして、このテーマを設定させていただいております。

数年前に、『イタリア圖書』というところで執筆の機会を頂きまして「フランチェスコ・カルレッティと茶の湯」（『イタリア圖書』36、2007年）という一文を草ささせていただいたことがあります。ただ、この文書はタイトルのおり、フランチェスコ・カルレッティというフィレンツェの商人がいて、彼が1597年に長崎に来て、そのときの様子を書きつづった中に、ルソン壺貿易などについても書かれているというようなことも含めて、カルレッティの旅行記を紹介したいというところにメインがありましたので、どうしてもルソン壺の関係の情報という点では不十分な点も少なくありませんでした。そこで、リターンマッチをいずれどこかでしたいと思ひていたところにこのお話を伺いましたので、その点も踏まえながら、進めていきたいと思ひております。

## ルソン壺の基礎情報

最初に基礎的な情報から入りたいと思ひます。久礼先生同様、私も基本的には文献派です。あまり美しい写真などはご用意していません。ただ、こういう場ですので、もし陶磁考古をやってらっしゃるような方で、そのあたりはこの矢島律子さんの文献にこちらは依存してお話を常にさせていただいているのですけれども、そうではなくて、別の解釈があるとか、そのようなご意見ももしいただければ、こちらとしては非常にありがたく思ひます。矢島さんの歴博の研究報告（「東南アジアの陶磁」〔『国立歴史民俗博物館研究報告』94、2003年〕）の趣旨を簡単にまとめると次のようになるだろうと思ひます。

ルソン壺とは呼ばれてはいますが、産地は南中国ということ。それもはっきりはどこなのか分かっていないようですけれども、基本的には南中国だと考えられている。多くは耳付きですね。それも四耳です。皆さん、陶磁に詳しいというか、このテーマになじみのある方はご存じだと思ひますけれども、貯蔵用でもある。

全体を大壺という形で矢島さんは総称されています。ですので、ルソン壺と日本でいわれているものは、一つのバリエーションということになるだろうと思ひますけれども、そういうものがある。ルソン壺という言葉は史料上、出てくるのですが、「真壺」という言

い方もしばしばされているということで、後との関わりでは、この辺は一つ、頭に置いていただきたいと思います。産地は南中国なのだけれども、フィリピンで多く伝わっている。出土もしくは伝世品も。そのため、ルソン壺という形で日本語ではいわれているわけです。（矢島律子2003,306ページ）にはフィリピンでの伝世品の状況がまとめられています。出土品ではなくて伝世品、つまり伝えられたものがあるという形でまとめられているわけです。

基礎情報のもう一つ、一般の方がいらっしゃる場合のことも考えて、呂宋助左衛門に関する資料なども挙げておきました。もちろんルソン壺交易の資料でもあるということになります。『太閤記』の中に「真壺」という形で表現されている。

**資料1 『太閤記』巻16「呂尊より渡る壺之事」**

泉州堺津菜屋助右衛門と云し町人、小琉球呂尊へ去年夏相渡（文禄甲午）、七月廿日帰朝せしが、其比堺之代官は石田木工助にてありし故、奏者として唐の傘、蠟燭千挺、生たる麝香二疋上奉り、御礼申上、則真壺五拾懸御目しかば、事外御機嫌にて、西之丸の広間に並べつゝ、千宗易などにも御相談有て、上中下段〴〵に代を付させられ、札をおし、所望之面〴〵誰〴〵によらず執候へと被仰出なり。依之望の人〴〵西丸に祇候いたし、代付にまかせ五六日之内に悉取候て、三つ残しを取て帰侍らんと、代官の木工助に菜屋申ければ、吉公其旨聞召、其代をつかはし、取て置候へと被仰しかば、金子請取奉りぬ。助右衛門五六日之内に徳人と成にけり。（檜谷昭彦・江本裕校注『新日本古典文学大系』60、岩波書店、1996年、472～3ページ）

「文禄甲午」は文禄3年、西暦1594年にあたります。「真壺」を持ってきた人物は、菜屋（納屋）助左衛門、通称、呂宋助左衛門と言われる人物になるわけですが、彼がルソン壺を持って来て、堺の代官が石田木工助（政澄）という石田三成の兄に当たる人物を通じて豊臣秀吉に見せたというようなことが書かれています。呂宋助左衛門に関しては大河ドラマなどでも扱われましたけれども、直接的に関わる歴史史料は非常に限られる人物ですので、学術的にはなかなか扱いが難しい素材ではありますが、『太閤記』でこのような形で登場するのがルソン壺交易の一端という形になります。

ルソン壺は、基本的には豊臣秀吉の頃の交易品というイメージが強いわけですがけれども、茶道の歴史の研究の中では、実はそれ以前から日本に入っていたということが一方では指摘されています。このお話の中では本格的に扱うことはできないのですが、簡単に補足したいと思います。『撮壤集』（『続群書類従』巻889）という15世紀の半ばに成立した記録、室町幕府の奉行人の飯尾為種が記したといわれている文献の「茶類」の項目中に、「真壺」という形で先ほどの『太閤記』同様の言葉が現れます。もちろんフィリピンから流入したとは考えられないわけですがけれども、中国からむしろこの時代にさかのぼる段階で既にもう日本に入っていたというようなことが指摘されています。序文には「享徳甲戌」と年次が記載され、享徳3年、西暦にすると1454年ということになります。

再び初歩知識に戻りますけれども、『当代記』にも同様に、やはりルソンへ渡った商人、ここには固有名詞は出てきませんが、渡った商人が壺を持ってきたと書かれています。

**資料2 『当代記』巻2、文禄3年（1594）春**

此春、るすんへ渡商人壺多持來、直輒之間上下取之、然處に此冬大閤秀吉聞之御、日本國之爲寶物を争與下直哉と有仰、悉く被召上、翌年右之價一倍金子被納、壺は本主に被返置、

あとは、堺の大安寺というお寺の本堂がもともとは呂宋助左衛門の屋敷の建物であったという一種の伝説がございます。この根拠は明治になってからの山岡鉄舟の文章（「大安寺之記」）ですので、内容を読んでも、到底史実を語っているとは信じ難いですね。ルソンを攻撃して、呂宋助左衛門がそういう攻撃に加担したという形の内容が入っていますので、およそ史実であるというふうには見なし難い内容を含んでいるわけです。そういう中、堺の大安寺の本殿が呂宋助左衛門の故宅であったというようなことが書かれています。

## 欧文史料にみえるルソン壺

それでは、こういった一般書なども含めて、ルソン壺交易について比較的話題になる記録の他に、一体どのようなものが存在しているのかということをお話しした上で、そこから抽出できる当時の日本・フィリピンの交易体制、最終的には継続的なものとしては存続しないということになるわけですが、どのようなものが豊臣秀吉の頃、1590年代に模索をされたのかということ、既に先行研究でも言及がある内容を含めて考えてみたいと思っています。

### 史料に見えるルソン壺（欧文史料）

- \*ルイス・フロイス『日本史』第3部第35章
- \*1595年イエズス会日本年報（ルイス・フロイス著）
- \*（ジョアン・ロドリゲス『日本教会史』第1部第1巻第33章）
- \*ペドロ・パウティスタ書簡
- \*アントニオ・デ・モルガ『フィリピン諸島誌』第8章
- \*フランチェスコ・カルレッティ『世界旅行記』

欧文、和文、双方の史料にルソン壺交易というのが、先ほども見ましたとおり出てきます。このうち、ジョアン・ロドリゲスの『日本教会史』第1部第1巻第33章は、ルソン壺交易に特化した内容というよりは、茶器の値段が高価であるというかなり一般的な話ですので、一応、ここには加えているのですが、それを除いて今のところ5件、こちらでは確認しています。探せば、恐らくまだ出てくる可能性はあるのではないかと思います。と申しますのは、例えば秀吉がフィリピンに朝貢要求をし、それに対し、フィリピン総督が応じて、詳しくは後でお話ししますが、そういうような経緯は比較的知られている事実には属しつつも、その元になる歴史史料がまとまって刊行されているのか。まして翻訳をされているのかということ、実はまだまだこれから途上の段階と言わざるを得ないところがございます。把握はされていても、出版という環境はまだまだ整っているとは言い難いところがございますので、まだ出てくる可能性があるのですが、このシンポジウムに際して、先行研究もしくはこちらの独自の調査で得た情報はこれぐらいということになると思います。

最初の2件は著名なルイス・フロイスの記録ということになります。一つは『日本史』（第3部第35章）です。もう一つは『イエズス会日本年報』（1595年）という、イエズス会の公式の日本の布教状況に関する記録ということになりますけれども、その二つに出てくる。あとはそれぞれの場面でお話をしていくことにしたいと思います。

## フロイス情報にみえるルソン壺

### 資料3 ルイス・フロイス『日本史』第3部第35章

この商人はルソンで取引をしており、そのために使節一行に対しては好意を寄せていた。こうして一行は都に行き、少し遅れて関白もまた上洛した。この商人は、二年このかた、ルソンにおいて、形態と粘土製の点で茶を長期にわたって保存するのに非常に適した幾つかの壺が発見されていたのを知っていた。茶は、既述のように一種の薬草で、日本人がきわめて尊重しているものである。したがって彼らはこれらの壺を買い求め、それを大いに入手したがっている。かの商人は、それらの壺のことで修道士たちと相談し、また関白には、これらの修道士を通じてルソンの総督からすべての壺を入手できることを知らせた。そして彼は関白に、これらの修道士を当地に留めておいたほうがよいと思う。そして、それらの壺のことで経験があり、その扱いに馴れている者を一人付けて、かの俗人の使節をルソンに送り帰らせ、それらの壺に関して総督に書状をしたため、あるだけの壺を用立ててもらおうよう取り計らってはいかがか、と進言した。この商人は修道士たちに、都において関白殿から教会や修道院を持たせてもらえるよう取り計らうと言って多大の希望を抱かせた。（松田毅一・川崎桃太監訳『完訳フロイス日本史』12、中央公論新社、2000年、192～3ページ）

『日本史』第3部第35章は、平凡社東洋文庫のフロイス『日本史』では第3部が訳されていませんので、松田毅一さん、川崎桃太さんの完訳のものにしか日本語では出ていない内容ということになるのですが、ここに登場する「商人」というのは長谷川法眼、これは岸野久さんの「『るすん壺』貿易の歴史的位罫」（『キリシタン研究』17、1977年、140ページ）の中にも同じ文献が引かれていますので、そこでこの商人は長谷川法眼であるといわれています。「使節一行」というのは、フィリピンー日本間の使節の往来が当時ありましたので、その使節のことを言っていることとなります。都に行って、彼らと会うために関白、つまり豊臣秀吉も上洛をしたこととなります。

長谷川法眼は、「2年このかた」ルソンで壺が発見されたことを知っていたとありますから、彼がルソン壺の情報を把握したのは、一番遅くても1591年段階であると考えられるわけですが、ルソンにおいて、形態と粘土性の点で長期にわたって保存するのに適した壺が発見されているのを知っていたことが書かれております。

秀吉の頃における茶道の隆盛の中、ルソン壺というものは、茶葉の保存に適した茶器として日本で珍重されているという記録はこの他にも、これからお話する幾つかの情報の中に入ってきますけれども、ここでもそのことが触れられています。

あとは、もう一つは交易との関係では、やはりフィリピンの総督に書状をしたため、あるだけの壺を用立ててもらおうように取り計らってはいかがかというようなことが提案されていることから、ただ単に一貿易品というのにとどまらず、日本ーフィリピン関係というか、そういう関係の中でも非常に大きな要素になっていることがこの『ルイス・フロイス日本史』の文章からも見ることができます（翻刻はLuís Fróis, *Historia de Japam*, 5, José Wicki ed., (Lisboa: Biblioteca Nacional, 1984) p.456参照）。

### 資料4 1595年イエズス会日本年報（ルイス・フロイス著）

日本国から千レグア以上隔てたフィリピン群島にボイオニ(Boioni)と言われる一種の壺が見られるが、それはかの地では廉価であるが、日本国では茶と呼ばれる非常に高貴な飲料がその壺の中ではとてもよく保存されるために、たいへん高価である。なぜならそれはフィリピンではニスクードであるが、日本でははるかに高価な値がつけられ、日本人たちの重立った資産の中に数えられて宝石同様にされているからである。そこで太閤様は、同種の壺を運べるだけ数多く用意するよう、ある二名の男を派遣し、自分はこの取引によって莫大な利益をあげようと考えた。ところで(太閤様)

は、多数の日本人のキリシタンたちがフィリピン群島の主都マニラで商売に従事しており、またそこから多くのボイオニを持ち帰っているとの情報を受けると、すべての壺を無理して手に入れようと熱意の限りを示し、またそれを買い占めた者は特に厳罰に処した。このことでは、太閤様は「利欲に支配されて目が眩んでしまい」、その情報を得ることのできた人々を厳しく調べて多くの宝を集めた。この極端な厳しさは、長崎にいる幾人かの重立った人人にまで及び、彼らは逮捕されて都に連行された。しかし太閤様が、今回は彼らを殺してしまいはせぬかと恐れて、彼らは(都へ)出発するに先立って告白をし聖体拝領することを望んだ。有罪とされた他の人々は「ただこの(壺の)件だけで何らかの罪があるとしても」、それらを所持していなかった(長崎に)留まったが、発見されはしないかと恐れていたため、この人生においては、彼らは自分の無罪の保証のためにデウスに助力を求め、またデウスに自らのすべての祈りを捧げる以外によりどころがなかった。そこで彼らは、普通に家で行っていた悔俊以外に唱えられる四十時間祈禱を百六十時間に延ばし、さらにもっと日数を延ばして昼夜を問わず祈禱を続け、呼び出しをうけた時に、誰でもがそこにいるように共謀した。また男子たちはミゼリコルジアの教会に集まり、婦人たちは四十時間祈禱(を行なうように)定められた重要な家(domus primaria)に集まった。このような聖なる勤行での彼らの堅い心は、我らのデウスによって祈願されたことがかなえられた。なぜなら太閤様は一同を獄舎から釈放し、彼らのもとに無事に返したからである。(松田毅一監訳『16・7世紀イエズス会日本報告集』第1期第2巻、同朋舎出版、1987年、58～9ページ)

同じくルイス・フロイスの『日本年報』の方ですけれども、成立としては先ほどの『日本史』の方が後ということになります。『日本年報』の記録です。原文 (Ioanne Hayo, *De Rebus Iaponicis, Indicis, et Pervanis Epistolae Recentiores* (1605)pp.239-40) はラテン語ですので、こちらは原文を正しく検討ができないのですが、ここを見ていくと、壺のことを「ボイオニ (Boioni)」と呼んでいます。フィリピンにある壺ですね。フィリピンにおいては2スクードと書かれていて、非常に安いけれども、日本に持ってくると非常に高価になるといわれています。宝石同様に珍重されているというようなことだとか、そんなことが書かれています。

また、キリシタンたちがフィリピン群島の壺の商売に従事しているとも書かれています。先ほど安平壺のところでもカトリック信者との関わりというご指摘がありましたが、そういうものとリンクするのかわからないのかはにわかには断定はできませんけれども、ここでもマニラにいる日本人キリシタンとルソン壺交易の関係が指摘をされていることとなります。

さらに、少し特殊な環境の一つとしては、「太閤様 (Taicosama)」が出てきます。豊臣秀吉が壺の独占をもくろむ。ただ単に独占というだけではなくて、買い占めたものは厳罰に処するという非常に強烈的な意思をもって独占を試みていることが、このほかの幾つかのテキストに出て、確認することができます。これは実はこの頃までの日本の交易形態の一種の伝統を引いているのかと思えるような部分もあるのですが、ただここまで強烈的な形で、君主が独占を意図しているところは、この時期の豊臣秀吉という体制の一つの特色といえることができるのかもしれないと思っています。以下、それに対するキリシタンたちの対処が書かれています。それに関しては省略します。

## ロドリゲス『日本教会史』にみえるルソン壺

ジョアン・ロドリゲス『日本教会史』第1部第1巻第33章は、先ほど申し上げましたとおり、ここにルソン壺そのものが出てくるということではないのですが、茶の湯が盛んとなり、そこに使う茶器というものに非常に多くの支出が必要となっていく事情を一般的に述

べているということになります。他の民族がこのことを聞けば、狂気で野蛮なことと思うであろうという結論がされています。ヨーロッパではほどなく紅茶を場として、似たようなことがいずれ行われることになってくるわけですがけれども、ジョアン・ロドリゲスは、この段階ではそのような感想を漏らしている。これはもちろんジョアン・ロドリゲスだけの印象ではなくて、アレッサンドロ・ヴァリニャーノなども、同様のことを述べている。つまりヨーロッパでは小鳥に水を与えることにしか役立たないものが非常に高価で取引されているということに驚きを隠していない（松田毅一訳『日本巡察記』平凡社、1973年、22～5ページ）わけですがけれども、当時のヨーロッパ文化圏にいる人々の率直な感想としてはそうだったのだろうと思います。

## ペドロ・パウティスタが記したルソン壺交易

この他、スペイン側の史料としてペドロ・パウティスタの書簡があります。この史料につきましては、こちらで2010年に『聖ペドロ・パウティスタと織豊期の日西関係』（『待兼山論叢 文化動態論篇』44、2010年a）という文章にまとめさせていただいたことがあります。ペドロ・パウティスタは、ひと言で申し上げますと、豊臣秀吉の末期に長崎で殉教した26名のうちの一人ということになります。図1は舟越保武さんという彫刻家の方がお書きになったデッサン「聖ペドロ・パウチスタ」（舟越保武『舟越保武まなざしの向こうに』求龍堂、2014年、106ページ）で、舟越さんの展覧会が実はこの近くの練馬区的美術館で最近ありまして、パウティスタに関する映画（日本二十六聖人われ世に勝てり）なども上映されていました。これらは、もちろん写実とは考えられないわけですが、そのような人物です。

こちらは多分、ご存じの方もいらっしゃるのではないかと思います。二十六聖人殉教を記念して築かれたイエズス会の日本二十六聖人記念館というものが長崎にあります。その前にある彫刻も舟越保武の作でして（写真1）、余談ですがけれども、その一人がペドロ・パウティスタということになります。



図1（左）聖ペドロ・パウチスタ

舟越保武『舟越保武 まなざしの向こうに』求龍堂、2014年、106ページ



写真1（右）日本二十六聖人記念館／2007年1月8日撮影

表1 ペドロ・パウテスタ書簡一覧 (伊川2010, 31ページ再掲)

年月日	発先	発信場所	稿本	刊本	訳本	
1	15900623	D. Felipe II	Manila	AGI, 68-I-42	Strcit1964_No.1724;AAA.4, pp.398-402; Perez1916-23 I, pp.19-23	松田94, pp.18-21
2	15930320	D. Gomes Perez das Marinas	Manila		Strcit1964_No.1764; Juan Francisco de San Antonio, <i>Chronicas de la Provincia de S. Gregorio III</i> (Sampaloc, 1744) Lib.1, cap.14	
3	15931000	P. Provincial de Manila	京都	AGI, 68-I-42	Strcit1964_No.1767; Monarquia Indiana I, pp.657-60	
4	15940107	D. Gomes Perez das Marinas	京都		Strcit1964_No.1769; AAA.4, pp.402-18; Perez1916-23 I, pp.23-39	
5	15940204	D. Luis Perez das Marinas	京都	BNN, Mss. 13173, ff.95v-8v	Strcit1964_No.1770; AAA.VI, pp.197-201; Perez1916-23 I, pp.39-43	
6	15941013	D. Luis Perez das Marinas	京都	BNN, Mss. 13173, ff.98r-102v.	Strcit1964_No.1776; AAA.VI, pp.212-7; Perez1916-23 I, pp.54-9	
7	15950306	D. Luis Perez das Marinas	長崎	BNN, Mss. 13173, ff.102v-4v.	Strcit1964_No.1787; AAA.VI, pp.217-9; Perez1916-23 I, pp.59-61	
8	15950000	Pedro Gomez	長崎		Strcit1964_No.1788; AAA.VI, pp.219-222; Perez1916-23 I, pp.61-5	
9	15950911	Juan de Garrovillas	長崎	AFO, Ms. 56-2	Strcit1964_No.1797; AAA.VI, pp.223-7; Perez1916-23 I, pp.65-9	
10	15951201		京都	Ms. CFM, f.173v.	Strcit1964_No.1800; AAA.VI, pp.227-9; Perez1916-23 I, pp.70-1	
11	15951212	Marcelo de Ribadeneira	京都	Ms. CFM, f.228r.	Strcit1964_No.1801; AAA.VI, pp.229-30; Perez1916-23 I, pp.71-2	
12	15950000	D. Luis Perez das Marinas	京都	AGI, 1-1-3	Strcit1964_No.1803; LE II, pp.693-4	松田94, pp.101-102
13	15960101		京都	Ms. CFM, f.213v.	Strcit1964_No.1805; AAA.VI, pp.230-6; Perez1916-23 I, pp.72-8	
14	15960101		京都		Strcit1964_No.1806; AAA.VI, pp.236-48; Perez1916-23 I, pp.79-91	
15	15960000		京都		Strcit1964_No.1807; AAA.VI, pp.249-50; Perez1916-23 I, pp.91-2	
16	15961004		京都	AFO, Ms. 8-1, ff.287r-96v.	Strcit1964_No.1809; AAA.VI, pp.250-67; Perez1916-23 I, pp.92-105	
17	15961011	Francisco de Montilla	大坂	Ms. CFM, ff.333r-6r.	Strcit1964_No.1811; AAA.VI, pp.267-76; Perez1916-23 I, pp.110-8	
18	15961029	D. Mathias de Landecho	大坂	AGI, 68-I-42	Strcit1964_No.1812; AAA.VI, pp.298-9; Perez1916-23 I, p.141	松田94, pp.129-130; 結城97, pp.295-8
19	15961117	Marcelo de Ribadeneira	京都	BNN, Mss. 13173, ff.365r-71v.	Strcit1964_No.1813; AAA.VI, pp.276-86; Perez1916-23 I, pp.118-28; LE II, pp.84-5	結城97, pp.299-314
20	15961218	Agustin Rodriguez	京都	BNN, Mss. 13173, ff.386r-9r.; Ms. CIG, ff.406v-8r.	Strcit1964_No.1816; AAA.VI, pp.286-90; Perez1916-23 I, pp.128-31; Guzman1601, p.591-3	結城97, pp.315-22; 新井1944-5.2, pp.680-1 (部分)
21	15961223	Martin y Juan Pobre	京都	AGI, 68-I-42	Strcit1964_No.1817; AAA.VI, pp.292-8; Perez1916-23 I, pp.134-40	松田94, pp.126-129; 結城97, pp.323-30
22	15961230	D. Mathias de Landecho	京都	AGI, 68-I-42	Strcit1964_No.1819; AAA.VI, pp.290-2; Perez1916-23 I, pp.134	松田94, pp.125-126; 結城97, pp.331-3
23	15970101	Juan Pobre	京都		Strcit1964_No.1835; Perez1916-23 I, pp.142	結城97, pp.334-6
24	15970105	Jerónimo de Jesus	大坂		Strcit1964_No.1829; Ribadeneira1947, pp.521-2	
25	15970105	Martin de la Ascension	大坂		Strcit1964_No.1830; S. Maria 1618, Lib.III, cap.13	
26	15970105	los tres religiosos	堺		Strcit1964_No.1831; Ribadeneira1947, pp.446-9; S. Maria 1618, Lib.III, cap.18	
27	15970105	Bartolome Ruiz	片上		Strcit1964_No.1832; Ribadeneira1947, p.472; S. Maria 1618, Lib.III, cap	
28	15970114	Provincial de Manila	片上	BNN, Mss. 13173, ff.399r-401vr.; Ms. CIG, ff.115r-6r.	Strcit1964_No.1834; AAA.VI, pp.301-4; Perez1916-23 I, pp.143-7	結城97, pp.337-42
29	15970114	Martin de la Ascension	片上		Strcit1964_No.1836; AAA.XV, pp.176-8; Perez1916-23 III, pp.197-9; Ribadeneira1947, pp.432-4; S. Maria 1618, Lib.III, cap.12	
30	15970114	Martin de la Ascension	片上		Strcit1964_No.1837; AAA.XV, pp.178-9; Perez1916-23 III, pp.199-200; Ribadeneira1947, pp.437-9; S. Maria 1618, Lib.III, cap.13	
31	15970119	Pedro Gomez	片上		Strcit1964_No.1838; Guzman1601, p.611; LE II, p.84	新井1944-5.2, p.703
32	15970202		片上	BNN, Mss. 13173, ff.372r-4v.; Ms. CIG, ff.97v-8v.	Strcit1964_No.1843; Guzman1601, p.304-9; Perez1916-23 I, pp.147-51	結城97, pp.343-9

凡例・備考：・「稿本」「刊本」「訳本」欄の略称は、下記の通りとする。なお、本表以前の本文または注に既出の略称は、以下に開わらず用いている。また、これらの略称は以下の本文、注においても同様とする。  
 BNM: Biblioteca Nacional de Madrid (マドリッド国立図書館)、AFO: Archivo Franciscano Ibero Oriental ( )、AIA: *Archivo Ibero-Americano* (Madrid: Redaccion y Administracion)、Perez1916-23: Lorenzo Perez, *Cartas y Relaciones del Japon* (Madrid: Imprenta de G. Lopez del Horno, 1916-23)、LE: Francisco Colin, *Labor Evangelica*, Svols (Barcelona: Imprenta y Litografia de Henrich y Compania, 1904)、Ribadeneira1947: Marcelo de Ribadeneira (Juan R. de Legistima ed.), *Historia de las Islas del Archipiélago Filipino y Reinos de la Gran China, Tartaria, Cochinchina, Malaca, Siam, Camboj y Japon* (Madrid: La Editorial Catolica, 1947)、Guzman1601: Luis de Guzman, *Historia de las Misiones* (Alcala: Biuda de Juan Gracian, 1601)、Monarquia Indiana: Juan de Torquemada, *Monarquia Indiana* (Madrid, 1723)、S. Maria1618: Juan de S. Maria, *Chronica de la Provincia de San Jose* (Madrid, 1618)、松田94: 松田毅一『16-17世紀日本・スペイン交渉史』(大修館書店、1994年)、新井1944-5: 新井トシ『グスマン東方伝道史』(養徳社、1944-5年)

・[Strcit1964]のみは頁数ではなく、目録における文書番号を記している。

・18号文書は[結城97]では26日付である。

・[S. Maria1618]の閲覧に際しては、東京大学総合図書館書庫カウンター関係各位の格別なご高配をいただいた。ここに謝意を表したい。

申し上げるまでもなく、殉教事件そのものは非常に有名な出来事であって、関係する研究も少なくないわけですが、ペドロ・バウティスタに特化した情報収集が十分にできているかという点、それも実は十分でない。伊川2010aでは32件の彼が書いた手紙をリストアップしたのですが（表1）、一番右の欄が日本語訳されている事例となりますので、いかに真っ白かということをご確認いただけるのではないかと思います。

彼は、後でも申し上げますとおり、フィリピン総督使節として来日をそもそもしていません。総督使節ですから、任務が終わったら、本来はフィリピン総督の下に帰るべきなのだけれども、布教のために日本に残って、そこで命を落とすということになる。そういうあらゆる観点から見ても非常に重要な人物でありながら、研究環境はまだまだ整っていないと言いがたい。これ以外にも恐らく探していくと出てくるのではないかと考えていますけれども、この段階で32件の書簡があるということになります。

ちなみにこの文章（伊川2010a）はネット上にアップしていますので、もしご興味がある方は「伊川 ペドロ・バウティスタ」などで検索していただいたら、pdfでダウンロードが可能です。まだ詳しく見ていかないと、この32件の中にすら、どれだけルソン壺取引に関わる情報が含まれているかどうかというのははっきりとは申し上げられないわけですが、岸野久さんの文献の中で用いられていた部分（岸野久1977、140、144ページ）は、表1でいうと第4号の文書に当たるわけですが、その中の2カ所を引用されていましたので、その部分と、（伊川2010a、40ページ）で引用しました第7号の書簡の中の該当部分、この二つをペドロ・バウティスタの情報としては紹介をさせていただきたいと思えます。

#### 資料5 ペドロ・バウティスタ第4号文書

「日本人たちが蟻の如く壺tiboresを求めてマニラに行くに違いありません。彼らは壺に夢中であり、そちらにたくさんあることを知っています。当地には二千タエルもする壺があります。壺についてそちらで考えられているような迷信はありません。彼らは壺に、ある種の木の葉〔葉茶〕又は粉〔抹茶〕を入れ、長期間保存するだけの目的で求め、すでに述べた茶といわれる味わいのある飲物を作ります。」

「本年国王〔秀吉〕は閣下に、小さな水牛一頭、麝香猫一つがい、何個かの壺を要望しています。閣下、これらの壺は価値のよくわかる日本人に選ばせるようにして下さい。というのは、それが上等で、上品なものであれば珍重されもしますが、さもないと問題にされないからです。もし閣下がよろしければ、私は三個ないし四個までが適当であると思います。そして別の五個は次の五人の方に贈るためです。すなわち、一個はマニラとの交渉を担当している人〔長谷川法眼〕、一個は当地都にいる国王の甥〔豊臣秀次〕、一個は奉行〔前田玄以〕、一個は閣下宛に書翰を送る総司令官〔浅野長吉〕、一個は国王に影響力を持っている医者〔施薬院全宗〕です。これら全ての人を満足させておくことが大変必要です。」（岸野久1977、140、144ページ）

まず第4号文書によれば、日本人たちが「蟻の如く」、ここでは壺がティボーレス（tibores）と複数形で表現されていますけれども、その壺のためにマニラに行っている。非常に多くの日本人たちが群がる様子を「蟻」と例えています。先ほどルイス・フロイス（資料4）が現地では安いと書いていたのに対し、ここでは「当地（日本）」では2,000タエルもするという点につきましては、現地では安いものが日本に持ってくると高くなるのか、現地で既に高いのが日本へ持ってくるとさらに高価になるのかという、ふたとおりの解釈の余地があると思います。茶を長期間保存する目的があることは先ほども出てきたとおりです。

あと該当部の後半では、やはり豊臣秀吉が壺を要望していると書かれています。ただ、ルソン壺であれば何でもいいのかということではなくて、いいものであれば、上品なものであれば珍重されるけれども、さもないと問題にされないとも言われています。このあ



たり、豊臣秀吉が独占しようとした意図が文字どおり全てのルソン壺を完全に管理下に収めなければ納得がいかないということではなくて、むしろ情報収集する中でいいものを抽出していこうという方向があるのだろうと想像させる文章ということになるわけです。

#### 資料6 ペドロ・パウティスタ第7号文書の解説

7号文書は、ルソン壺交易を詳述している。長崎におけるルソン壺交易は、フィレンツェ商人のフランチェスコ・カルレッティも報告しているが、同文書におけるそれは、長崎でのパウティスタの見聞が反映されての記述であると考えられる。それによると [Perez1916-23] 1,p.60)、先年(1594年)に壺(tibores)をもたらした日本人たちは大いにもうけたが、その喜びは、秀吉による壺差出命令の前に潰えたとされる。その文脈において、秀吉は、彼が特許(chapa)を与えた、原田喜右衛門と長谷川法眼のほかは壺の輸入を禁じ、彼らにマニラへ行く船を監視させ、許可(licencia)なしには渡航しないように、死罪をもって命じたことを記している。(伊川2010a、40ページ)

第7号文書は、(伊川2010a、40ページ)に解説があつて、翻訳ではありません。文中に登場するフィレンツェ商人のフランチェスコ・カルレッティについては後で詳しく申し上げたいと思います。秀吉の壺差し出し命令というものが、先ほども名前が出てきた長谷川法眼と原田、もう一人、原田喜右衛門の独占というか、寡占が豊臣秀吉によって認可をされているということになります。これが、壺取引しようとしていた商人を意気消沈させたと伝えられていますので、逆に言うと取引をしようとしていた商人は他にもいるのだろうということと、それを秀吉が強烈な意思をもって封じ込めようとしていたというせめぎ合いを見て取ることができます。

ここでは特許が、許可に関しては「リセンシア(licencia)」という言葉も出てくるのですが、「チャパ(chapa)」という言葉が出てきて、この特許、チャパという言葉が果たして後にいう朱印船貿易の朱印状を意味するのかどうかということに関しては、近世初期の対外関係史上、論争がある過程ということになります。私もまだこれについては、どちらに取るべきかという結論を持っているわけではありませんけれども、書式の問題に踏み込むと、やはりこの段階のチャパに関しては実例が残されていないため、永遠の議論にならざるを得ないのだろうとも思いますが、ただ制度としては、後で申し上げますとおり、朱印状の先例になるような性格を持っている面もあるのではないかと思います。その古文書の書式等も含めた精密な議論という点では、なかなか結論が出にくいところだろうと思います。

## モルガ『フィリピン諸島誌』にみえるルソン壺

あとはフィリピン史の中では非常に著名なアントニオ・デ・モルガ『フィリピン諸島誌』という文献がありますけれども、そこにも詳しく、これは交易そのものというよりも、壺に関して詳しくまとめられているということになります(資料7)。

#### 資料7 アントニオ・デ・モルガ『フィリピン諸島誌』第8章

このルソン島、特に、マニラ、パンパンガ、パンガシナン及びイロコス諸州においては、原住民の間に、非常に古い土製の壺が発見される。色は褐色で、外観はよくなく、あるものは中型で他のものはもっと小さく、しるしがあり押印してあるが、どこから来たものかいつ頃来たものか誰も説明出来ない。というのは、今はもう、どこからも到来せず、また島でも作られていないからである。日本人はこの壺を探し求め尊重しているが、それは、日本人が非常な御馳走とし薬用として熱くして飲む茶Chaという草の根が、日本の王や諸侯の間では、この壺にのみ貯え保存されることを知ったからである。日本ではいたるところで、この壺が大変に尊重されており、彼らの奥の間や寝室における最も高価な宝物とされている。この壺の値段は高く、日本人は、そ

の外側を大変に美しい細工を施した薄い金で飾り、金欄の袋に入れておく。中には、十一リアル貨で二千タエ〔タエル、重さの単位〕に評価され売られるものもあり、物によってはそれ以下のものもあるが、ひびが入っていても、欠けていても中に茶を保存するのに不都合ではないので、それによって価格が下がることはない。これら諸島の原住民は、それらの壺を出来るだけ良い値で日本人に売ると共に、この商売のために壺を探すのに一生懸命になっているが、今までにあまり急いで売ってしまったので、今ではもうほとんどなくなってしまっている。（神吉敬三・箭内健次訳『大航海時代叢書』VIII、岩波書店、1978年、326～7ページ）

ルソン島の中でもマニラ、パンパンガ、パンガシナン、および諸州という形で、ルソン島の北部と申し上げていいと思いますけれども、そこにいる先住民の間に非常に古い土製の壺が発見される云々と書かれています。

さらには、日本人はやはりこの壺を探し求め、尊重していること、日本人がご馳走として薬用として、熱く飲む茶という草の根が云々ということで、非常にやはり茶道そのものが珍重されているがために、ルソン壺がその流れで珍重されていると書かれていたり、そのほか金額などについても書かれていますけれども、アントニオ・デ・モルガの『フィリピン諸島誌』にもこのような形で出てまいります。

先ほど出てきたイコロスだとか、パンパンガ、マニラ、いずれにしてもルソン島のマニラ以北の地名というふうにご理解いただければと思いますけれども、そのあたりから発見された『フィリピン諸島誌』には出てまいります。

## カルレッティ『世界旅行記』にみえるルソン壺

もう一つは、イタリア側の史料ですけれども、フランチェスコ・カルレッティ『世界旅行記』というものがございます。これは、見てみるとルソン壺交易の関係でも（岸野久1977）145ページに引用されていますし、あとは倭寇関係（鄭樑生『明・日関係史の研究』雄山閣出版、1995年、256ページ）だとか、幾つかの文献で実は使われているのですけれども、必ずしも対外関係だとか、その関係の研究の中で周知されている情報とはまだ言い難いのだらうと思いますので、紹介を兼ねてお話をさせていただきます。

フランチェスコ・カルレッティは、先ほども申し上げましたとおり、フィレンツェの商人です。『世界旅行記』ですので、世界一周するのですが、大西洋南下して、カーボ・ヴェルデという諸島がありますけれども、そこからアメリカ大陸に渡って、アカプルコまで行き、そこから太平洋を渡ってフィリピンに来る。日本にはフィリピンから来るという。そこからさらにポルトガルの統治領域を通して、アフリカを迂回してヨーロッパに戻る。その途中では略奪を受けて、一文なしになってヨーロッパに戻るという経緯もありつつ、そういう過程の中で、先ほどのまさに殉教事件が起こった直後の1597年の長崎に来ている人物です。翻刻はミラノで出ているもの（Francesco Carletti, *Ragionamenti del mio viaggio intorno al mondo, a cura di Adele Dei* (Milano: Mursia, 1987)) がありますが、残念ながら、知る限りでは全文邦訳は出ていません。榎一雄『商人カルレッティ』（大東出版社、1984年）は非常に詳しいですし、エンゲルベルト・ヨリッセン『カルレッティ氏の東洋見聞録』（PHP研究所、1987年）は新書ながら詳しくまとめられた文献です。その他、英訳などもあります。

最も古い写本はローマのアンジェリカ図書館という図書館にあります。これが1721年ですので、必ずしも同時代とは言い難い時点での写本です。最も古い刊本は1701年ですけれども、ただ、それよりもやはり写本の方が原文に近いと研究史上いわれています。このようなものがカルレッティ『世界旅行記』ということになります（資料8～9）。

**資料8 伊川2007, 9ページの解説**

日本茶についての記載は7章の冒頭部に、間に酒の記載を入れながら2箇所が存在する。彼らが長崎に到着するとすぐに、長崎奉行(*li ministri della giustizia per commandamento del Governatore di quella terra*)が、フィリピンなどからしばしば持ち込まれる陶器の壺(*ceti vasi di terra*)を探しにカルレッティ等のもとにきた。「陶器の壺」とは、いわゆる呂宋壺のことである。国王(Re)がそのすべての購入を欲しているため、壺を持参する者は必ず提示しなければならないと説明されている。「国王」は豊臣秀吉を意味する。呂宋壺交易を長崎奉行が担っていたことは、若狭小浜の商人組屋甚四郎が文禄3年(1594)9月、「るすん壺」6個を売却した金額134両の覚えを長崎奉行に送っていることから確認できる。カルレッティにとって、このことは驚くべきことであつたらしく、「いったいだれが信じるであろうか(*Chi lo credera mai?*)」と感想をもらしている。たかが土製の壺を、一国の最高権力者が血眼になって嗅ぎまわっているように感じられたのであろうから、無理もない。

**資料9 『世界旅行記』関係部分仮訳**

(シンポジウムののちに作業をしたものを以下に追加します。)

朝に私たちが上陸しようとする前に、奉行所の役人たちが、地方長官(長崎奉行)の命令によって、すべての船員、商人、そして乗客たちの中に、通常はフィリピン諸島もしくはその海域の他の島々から持ち込まれる土製の壺の搜索をしにやってきた。そしてこれは日本国王(豊臣秀吉)の法令により、皆に死罪をもって、それ(壺の有無)を報告しなければならないことが命じられた。すべて購入したがっていたからである。しかし、いったい誰がそんなことを信じるだろうか。しかしそれはまぎれもない事実なのである。もし私が到着の時点で見たのでなければ、あえて閣下へ報告し語りなどしないでしょう。これらの壺は、通常の価値であれば1ジュリオ銀貨の評価もされないであろうが、ひとつにつき、5、6千、もしくは1万スクードの価格がつけられるのである。これが事実であることの確認として、さらに、1615年にフィレンツェを訪れた跣足派と呼ばれるフランチェスコ会スペイン人で、ローマへ赴き、そこでは数人の日本人たちとともに、かの国の王(伊達政宗)の大使であったルイーダ・サッテロ(ルイス・ソテロ。ただし慶長遣欧使節の「大使」は一般には支倉常長とされる)司祭は、私に、この点について、多くの貴族、彼らの宗教上の同胞たち、そして日本人たちを前に、彼の国ではこの壺ひとつにつき、13万スクードで売買されている場に遭遇し、かの紳士はそれをローマへ送ったと語り、彼の同胞である彼の日本人たちも同じことを明言したことを申し上げる。私はそれを驚かないし、驚かせようもしない。日本人たちはそれらの物(壺)をもっと評価し、(壺は)健康やどんなほかの高価なものの管理によい。私たちはこのように申し上げる。しかし、彼らに異議を唱えるのではない。こうした動機から、さらに武器も、それが良質である場合には高く評価される。

(中略)

しかし、出発したところへ戻るために、この壺は保存をし、10年や20年経過しても、「チャ」すなわち、「ティー」と呼ばれ、ある種の葉をまったく損ねることなく保つという特質、長所で応えてくれる。それ(茶)は3倍の大きさの葉をつける点を除いて、柘植のものに似た植物の産物である。一年中緑であり、ダマスクローズのような形の芳香を放つ花をつける。葉からは粉が作られ、それはそうするために火にかけられた熱い水の中に入れられる。かの水は味覚よりもむしろ薬用のために喜ばれる。ほろ苦い香りでありながら、口を良好に保ち、飲用する人にとって最高の効果を引き起こす。胃弱を抱える人にとっては、消化を助けるのに大いに役立つ。そしてとりわけ興奮した気分が頭へ登らないように、取り去り、防止するのに最適である。夕食後に飲めば、眠りを誘うのだ。したがって、彼らの用法は、食べたあと、すぐに飲み、酒に泥酔した時に最大(の効果)となるので

ある。日本人たちの間でチャを飲む使用量は多く、誰かの家へ入れれば親しげに供されないことはないほどである。また、ほとんど作法として、彼らは主人たる友人を讃えることになっている。あたかもフランドルやドイツでワインが出される習慣のようである。その他の物事の中で、このチャについて、その葉は古ければ古いほど良質だといわれている。しかし、それ(茶葉)を同一の状態に保存、維持するために、不朽の壺には入れられないまま、かつては方法が見出されていなかった。なぜなら、金、銀、その他の金属製のものでは、彼らが望むようには保存できなかつたからである。実際には、おそらく根拠のない迷信であろう。それでも、事実彼らは希望をもって、彼の(地の)きわめて平凡でありながら、利点があり、貴重な土の壺のなかでなければ、件の葉をよく保存することはできないと考えている。(Francesco Carletti, *Viaggi del Carletti, Ragionamento I. Che Contiene la Partenza dall'Isole Filippine a Quelle del Giappone*, pp.11-5)

ここには後との関わり、特に日本、ルソン壺をめぐる交易体制を考えるときに重要な点、見過ごせない点がいくつか含まれています。フランチェスコ・カルレッティ、先ほど来申し上げておきますとおり、長崎に来ている人物です。長崎に来たときに、では、一体何が起こったのかということ、地方長官(恐らく長崎奉行寺沢広高)支配の役人たちが、フィリピンから持ち込まれる壺に関する調査のために、カルレッティの船のところに来たということになるわけです。

文脈からして、このイタリア語では「ヴァシ(vasi)」というふうに書いていますけれども、その壺というものがルソン壺のことであろうと考えられるわけです。それが豊臣秀吉、国王、イタリア語で「レ(Rè)」という言葉で出てきますけれども、国王の命令による搜索であるということを知って、カルレッティは仰天することになるわけですが、先ほど来、秀吉のルソン壺に対する強硬な姿勢というのは他の欧文文献の中にも出てきます。榎さんは実はこの記事を詳しく紹介されておりませんし、ヨリッセンさんは紹介されているのですが、「これは事実と反することだろう」とおっしゃっております(ヨリッセン1987,79ページ)。おりますけれども、カルレッティもそんなふうには論じてはいるのですが、恐らくそういうようなことはあつたのではないかと考えます。広域の体制を考える上で、この記述は見過ごすことができない要素を含んでいますので、もう少し詳しく紹介をさせていただきます。

**資料9**のうち、今申し上げた点は冒頭の部分には、「レ・デル・ジャポネ(Rè del Giappone)」という形で日本国王、具体的には豊臣秀吉を指す言葉がみられます。ヨーロッパ文献の中で、日本の為政者、天皇ではなくて為政者というのは、通常は英語でいうエンペラーに相当する言葉で出てくるわけですが、この場合「レ」というのはご承知の方もいらっしゃるでしょうが、英語でいうと「キング」に当たる言葉なので、そういう意味でちょっと特異な文面ということもできます。

あともう一つは、驚くべきことに、その壺の金額が13万スクードという金額になるというようなことも、実はこの後に書かれて、その情報源が誰かということ、これもこのシンポジウムの準備のために読んでいて面白いなと思ったのですが、「ルイーギ・サッテロ(Luigi Sattelo)」というふうに書かれています。つまりルイス・ソテロです。支倉常長の使節の実質的な立て役者といわれる。あとを読んでくと「スパニョオロ・デッロルディネ・ディ・サンフランチェスコ(Spagnuolo dell'Ordine di S. Francesco)」云々と書かれています。スペイン人のフランシスコ会士ということになっていきますので、間違いのないと思いますが、ですので、この記録自体が慶長遣欧使節以降に成立したということも分かるわけですが、当時の様子については、今、申し上げたような記述を残しているというのが、フランシスコ・カルレッティの記録ということになります。

## 和文史料にみえるルソン壺

冒頭に申し上げましたとおり、ルソン壺はもともと基本的には南中国の産物だと理解されています。この点に関してはいろいろなご議論があり得るかもしれません。実際に遣明船の時代にもう日本へ入っていると考えるのであれば、フィリピンからではなく、中国から直接のルートで入った可能性を想定すべきかもしれません。その意味では、中国史料などをめくってみる必要があるのであろうとも思いますけれども、そこは限られた準備時間の中で手に負えるものではありませんでしたので、それ以外のオプションとしてはやはり今のところは和文史料の検討という形になると思います。

最初の4点に関しては、「ルソン壺の基礎情報」の項でお話ししましたとおりですので、それに二つ付け加える形で『松浦家文書』および『組屋文書』、その2件について補足をし、それをめぐる交易体制について簡単にまとめのお話をして、縮めたいと思っています。

『松浦家文書』の原典にはまだ当たっていないのですが、菅沼貞風『平戸貿易志（訂正第三版大日本商業史所収）』八尾書店、1902年、63ページにテキストがあります（資料10）。

### 史料に見るルソン壺（和文資料）

- \* 『太閤記』 卷16
- \* 『撮壤集』 下、茶類
- \* 『当代記』 卷2
- \* 「大安寺之記」（以上、既出）
- \* 「松浦家文書」
- \* 「組屋文書」

### 資料10 『松浦家文書』

今度ルソンより五島へ相着候唐舟積來候壺、其外唐物、上様可懸御目旨御仰之通申入候、助大夫買來候つぼ三持参候、則懸御目候、御意に不入候間、何へも主次第可遣旨に候、則其通船頭申渡候、其外の商人持來候つぼから物の儀御尋候、可被持越候、恐々謹言、

七月十二日

寺澤志摩守正成

松浦式部卿法印殿

ここには「ルソンより五島へ相着き候、唐舟積來候壺」云々と書かれています。ですので、ルソンから五島に着いた船に壺が載せられている。しかも秀吉の側が、その情報をキャッチして、やはり壺を「上様」、すなわち秀吉に「お目に掛くべき旨、御仰せのとおり」というようなことで、壺三つを秀吉の下に持っていった。だけれども、「御意に入らず候」ということで、持っていったのだけれども、お気に召していただけなかったということになります。ですので、資料5にあったとおり、ルソンから来た壺であれば何でも独占するということではなくて、選択的な姿勢を見ることができないかと思いますが、欧文、和文史料で整合するような内容を伝えている事例ということになります。

あと、『組屋文書』という、小浜市役所編『小浜市史 諸家文書編1』小浜市役所、1979年、140～1ページに収められている古文書がございます（資料11）。

その組屋文書の中はかなり金額が具体的に書かれているリストがあるわけです（8号文書）。ここでは、織田有楽斎や浅野長吉など豊臣政権の中でも著名な人物も含めて、金子、例えば最初だと4枚9両、つまり49両ということになるでしょうか。次は40両、以下、15両、14両というような形で金額が書き連ねられています。ですので、組屋からどこに渡っていったかというようなことがこういうものから分かってくる。

あと、請取状ですね。先ほどは8号文書でしたけど、9号文書には請取状なども出てくる。ルソン壺を京都で売却した金額を合わせて13枚4両と書かれています。つまり134両ということになりますけれども、それは8号文書にあった金額を合計していくとこの金額に

資料11 『組屋文書』（見せ消ち部分などは省略）

八 組屋甚四郎壺売却覚  
 うり申つほの覚  
 一金子四まい九両ニ壺ツ 〈すあい久兵衛・助三郎・小三郎〉 宮木新大郎殿へ  
 一同 四まいニ 壺ツ 有楽（織田長益）へ  
 一同 壺まい五両ニ壺ツ 弾正殿（浅野長吉）御内玄斎へ  
 右ニ御目ニかけ申候。  
 一同 壺まい四両ニ壺ツ とくしゆ殿へ  
 右ニ御目ニかけ申候。  
 一同 六両ニ 壺ツ 大津の勝三郎へ  
 一同 壺まいニ 壺ツ 大津の平兵衛ニ  
 一つほ 壺ツ賣残申候へ共、則只今上申候也。  
 合つほの数七ツ也。 〈さつま舟本にてうり申候。〉  
 文禄三年九月日 くみや甚四郎拝  
 御奉行様

九 駒井孫五郎他るすん壺売却代金請取状  
 請取るすん壺京都にて賣候代金之事  
 合拾参枚四両者  
 右民部法印（前田玄以）へ出所之面皆済如件。  
 文禄三年十二月十一日 石田治部少輔内 駒井孫五郎（花押）  
 長東大蔵内 竹内伊右衛門（花押）  
 増田右衛門尉内 上原久兵衛（花押）  
 わかさ 甚四郎

なりますので、これと対応する内容ということになります。こういうものから交易の実態も分かってくるということになってまいります。

先行研究を見てみると、今、お話ししたような事例を全て扱っているというよりは、それぞれの研究が、それぞれのご関心で、それぞれの史料を引用しているという形になると思いますので、こちらで現段階で把握できている情報をまず並べてみるとどうということになるだろうかというのが、以上の主旨でした。その中から、時間もかなり来ていますので、簡単にですけれども、このときのルソン壺交易をめぐる日本ーフィリピン関係がどのようなものがイメージ、交易システムとしてイメージされていたのかという話をして、まともに代えさせていただきたいと思います。

## ルソン壺と日比通交

豊臣秀吉とフィリピン総督（伊川「豊臣秀吉とスペイン」坂東省次・川成洋編『日本・スペイン交流史』れんが書房新社、2010年b）

\* 豊臣秀吉使節原田孫七郎（1591年11月11日付書簡）

\* ゴメス・ペレス・ダス・マリーニャス使節フアン・コーボ（1592年6月11日付書簡）

\* 豊臣秀吉使節長谷川宗仁（天正20年7月21日付書簡）

\* ゴメス・ペレス・ダス・マリーニャス使節ペドロ・バウティスタ（1593年5月20日付書簡）

\* 豊臣秀吉使節（ペドロ・ゴンサレス・カルバハル？）（年月日未詳書簡および1593年12月24日付書簡？）

\* ルイス・ペレス・ダス・マリーニャス使節ジェローニモ・デ・ジェスス（1595年4月24日付書簡）

この当時、豊臣秀吉とスペインのフィリピン総督の間で、公式関係樹立の模索がなされていたということをご承知の方も多いのではないかと思います。それは最初から通商関係だったということではなくて、豊臣秀吉が服属要求をするという、非常にきな臭い環境下で交渉がスタートをしております。原田孫七郎という人物をフィリピンに派遣をして、朝貢要求をするわけです。これに対して、フィリピン総督ゴメス・ペレス・ダスマリーニャスが、第1次使節フアン・コーボを秀吉の下に派遣し、そこから交渉がスタートをしていくということになります。

当時は、文禄・慶長の役、つまり朝鮮侵略の最中でしたので、その戦況なども踏まえながら、日本が朝鮮半島において戦争を有利に進めている。明を傘下に治めるのも時間の問題であって、この段階で朝貢をしなければ、フィリピンに派兵することもあり得ると非常に強硬な姿勢で、秀吉は朝貢要求をする。もちろんこれは実態とかけ離れた外交上の措辞であるということも言うまでもないわけですが、そのような姿勢を取るわけです。これに対して、例えば第2次使節のペドロ・バウティスタの場合ですと、朝貢はしない、つまりフィリピン総督の使者であるペドロ・バウティスタとしては、臣従を誓うのは神とスペイン国王だけだというようなことを言って、朝貢は拒否するという態度を取ります。

朝貢要求だけを取り出してみると豊臣秀吉の強硬な対外姿勢という、文言を見る限りでは間違いなくそうなのですが、イメージがあるわけですが、実はペドロ・バウティスタに関しては、少なくとも彼が報告するところによると豊臣秀吉は柔軟に応じています。つまり朝貢はしないけれども、友好関係は結んでいきたいということをペドロ・バウティスタは述べるわけですが、これに対しては非常に冷静とも思える受け止めをしているということをペドロ・バウティスタは報告をしています（伊川2010a,39ページ）。

ところが、そういうことがある中で、その後にさらに第3次使節ジェローニモ・デ・ジェススが派遣されるのですが、ご承知のとおりサン＝フェリペ号事件が起こり、日本側がスペインに日本侵略の意図があるという疑念を抱くことで、対スペイン関係が悪化していくというのはご承知のとおりだと思います。このような、真剣に関係を構築していくためのやり取りがされているというのが、公式レベルの関係という形になります。

では、それ以外に、豊臣秀吉の関わりをも含めながら、商人がしばしば貿易を求めてルソンに行っているということは先ほど来、お話ししているとおりののですが、それをどのような体制の中で統括していこうと考えられていたのかについて、試みにイ、ロ、ハの三つのステップで考えてみたいと思います。

まずは、一つはイ) 現地、ルソン島、フィリピンでの状況。ロ) 二つ目としては、日本ーフィリピン関係を、どうしていくのか。両者をつなぐルートをどうしていこうかとい

う話。ハ) 最後は日本国内で、着いたルソン壺をどうしていこうかという動きについて、今まで基本的小話した内容に含まれているのですが、雑然と読むだけではなくて、まとめて簡単に考えて締めくくりたいと思います。

**イ) 市場はルソン島である**

- ルイス・フロイス『日本史』：1591年以来壺が注目される
- 1595年イエズス会日本年報：フィリピンでは廉価で取引
- ペドロ・バウティスタ4号書簡：現地で2,000タエル？
- アントニオ・デ・モルガ『フィリピン諸島誌』：市場はマニラ、パンパンガ、パンガシナン及びイロコス諸州、もうほとんど壺はなくなっている

ルソン島での状況ですね。このような形で簡単に言うとまとめられると思います。フロイス『日本史』(資料3)によれば、ルソンにおけるルソン壺がどの段階から着目されていたのかということに関して、1591年以来と考えられます。全ての文献にいつからどの段階で取引されているということが明記されているわけではありませんので、このあたり、どこまでこの91年という数に信用を置けるのかどうかというのは、もう少し精査してみないと断言はできませんが、この頃にはこのようなこととなります。

あとは、ルソン壺の現地フィリピンにおける扱いに対してはいろいろな議論があると思います。ただ、壺として場合によっては使われていたのだと思いますね。一方ではそうではなくて、やはり現地フィリピンでも神聖なものとして扱われていたというような議論もあります。『日本年報』(資料4)ではフィリピンでは廉価であると書かれている。ペドロ・バウティスタの情報(資料5)にはわかには断定できません。2,000タエルといわれている価格が、現地ということなのか、現地で買ったものが日本で取引される際のものなのか、両様に解釈できると思いますので、断言はできませんけれども、現地でも高いということを書いている可能性もあるように思います。

市場は、ルソン島の中でも北部であるとされています。モルガ『フィリピン諸島誌』(資料7)は、1609年の初版ですので、その段階では既にあの壺はほとんどなくなっていることが報告をされています。

**ロ) フィリピンとの航路確立のための制度設計が議論となる**

→ペドロ・バウティスタの交渉

バウティスタの提案を3種類に分類することができよう。ひとつは、日本からフィリピンへ赴く船が海賊船ではないことを示す手段の構築、第2には、日本からフィリピンへ渡航する船を許可すること、第3は、フィリピンから日本へ渡航する船の安全の確保である。管見のところ、第1の点は史料3にのみ、第2の点は『日本王国記』にのみ確認できる。(伊川2010a、38～9ページ)

\* 上記伊川2010aで言及された「史料3」

日本皇帝は、友好国間の平和をみだすような同国、または他の国の海賊や密貿易船を禁止すべし。通商のために渡航したことにまったく疑がないことを、フィリピン当局に証明するために、皇帝は船長に帝の印章と署名のある特許状を与え、その印章と署名をマニラの長官に提示すべきこと。(岩生成一『新版 朱印船貿易史の研究』吉川弘文館、1985年、51ページ)

日比関係の確立については、ペドロ・バウティスタが3種類の提案をしています。そのうち、研究史上最も議論があるのは、フィリピンと日本の航路を確立するとき、果たして、どういう条件で可能であるのかということになると思います。朝貢は論外として、通商関係を取るとしても、具体的に当時、先ほど倭寇的状况が「鎖国」まで続くというよう



なお話もございましたけれども、この段階でも確かに海の安全が保障されていない状況のなか、安全に通商関係を継続していくためにどのような措置が必要なのかということが問題となるのですけれども、まだこの辺の議論は書いてはみたものの、厳密に詰め切れているわけではないのですが、まずやはり一番必要なのは、フィリピンに対して、ある船が海賊船でないということを示す手段をはっきりさせるということであろうと思います。これは当時の東アジア海域ではこの問題だけではなくて、先ほど鄭氏政権の信牌の話などもございましたし、少し前の時代では勘合ももちろん、広い意味では同じ役割を持っていると考えられますので、ある程度、一般性を持つ課題ということができると思いますが、この場合も、海賊船と商業船を識別する方法が模索をされているということになります。

第2には、フィリピンから日本に来るというだけではなくて、やはり日本からフィリピンへ渡航する船を許可するということが必要になってくる。

第3は具体的に、商業船を識別したところで安全を確保しないと、海賊禁止令などが出た後ということにはなりますけれども、それではどう、現実の環シナ海域の安全を確保するかということが課題になってくる。これは引き続き、徳川政権になっても課題にはなると思いますけれども、そのようなことが協議をされるということになります。

このうち第1の点については前掲「史料3」にのみ記されているということで、（岩生成一1985）から引用した。これもペドロ・バウティスタ書簡です。もともと、元ネタを少し探したのですが、まだたどり着くことができなくて、このような形で孫引きをさせていただきました。

ここでいう、つまり海賊船と商業船の識別方法をどのように構築するか。その具体的な方法が朱印船貿易につながる、直結するシステムといえるのか、いえないのかということに関しては、緻密な議論が必要になってくるだろうと思います。（伊川2010a）に仮に売

#### ハ) 日本での購入は豊臣秀吉に優先権がある

- ルイス・フロイス『日本史』：修道士→フィリピン総督との交渉によりすべての壺の購入を計画
- 1595年イエズス会日本年報：買占めには厳罰を科す
- ペドロ・バウティスタ7号書簡：壺の輸入を原田喜右衛門と長谷川法眼に限定
- フランチェスコ・カルレッティ『世界旅行記』：長崎奉行に命じて船中の壺を調査
- 『太閤記』：助左衛門の壺を秀吉へみせる
- 『当代記』：壺を秀吉が買い取り、かつ本主へ返す
- 「松浦家文書」：五島の唐船の壺を秀吉にみせる

りがあるとしたら、以上の点を指摘したことにあるのだろうと自分では思っています。

そういうものとは別に、日本における体制ですね。先ほども申し上げましたとおり、豊臣秀吉が壺に対して執念を燃やしていたということとはしばしば言及をされている。ただ、具体的にどういう形で収集を図っていたのかということが、やはりさっきのフランチェスコ・カルレッティ（資料8・9）、水際で、先ほどの解釈が正しいものであるとすれば、長崎、現地で制度を通じて壺を調査するというようなことをしているわけです。これがどこまで時期的に、場所なんかも含めて、さっきの松浦家文書（資料10）だと五島になりますので、そういう事例だとか、あとは『太閤記』の事例（資料1）だと堺から壺を、堺の石田三成の兄ですね、石田木工助なる奉行を通じて秀吉に見せたということが書かれている。そうした事例をいかに一般化できるかどうか。場合によっては、時期によって、カルレッティは1597年、秀吉の最晩年ですので、その頃と、例えば1594～1595年のあたりでは少し体制が違っているだとか、いろいろな可能性があるわけですがけれども、少なくともカルレッティの段階では恐らく現地で押さえようとしている。ここまで強

硬な姿勢は秀吉時代の特徴だろうということは申し上げたのですが、君主が交易に関する程度の優先権を主張するということは、実は室町幕府の段階でも遣明船が兵庫に着いたときに、將軍足利義政および管領細川勝元が使者を送っている（『康富記』享徳3年（1454）10月5・15日条）だとか、そういう事例などもありますので、そういう中から確認することができます。

他の時代の事例というのは限られていますので、どこまでこれを一般化できるかどうかは分からないのですが、むしろそういう中の一つの慣習として捉えるという可能性もあり得るのか。これは想像の域を出ないのですけども、そういう時代的、地域的なつながり、もっと言うと明の朝貢体制、あれも原則で言えば朝貢貿易を中心とした交易ですので、そういうものとの類似性、相違点なんかも含めて、考えるべき問題なのだろうと考えています。

現時点ではまだまだ詰め切れていない点、情報収集が不十分な点もありますが、壺そのものの情報が不足した内容となってしまう、こういう場でどこまでふさわしい話だったかというところはあるのですけども、皆さんの忌憚のないご意見を頂ければと思います。以上です。ありがとうございました。

## 質疑応答

**弘末：**背景、前提としてのお話ですが、秀吉がルソン壺にこだわり、独占的に入手したいと思ったかは分かりましたが、当時の日本の代表的な輸入品であった生糸や蘇木、シカ皮、それから火器でしょうか。こういうものに対して同様に秀吉がこだわりをみせたのでしょうか。ちょっと教えていただけますでしょうか。

**伊川：**そうですね。ありがとうございます。非常に重要なご指摘だと思います。

まだ実はこの時期、総括的に見ていないところがあるのですけども、ただ生糸に関して、イエズス会を通じて交易をマカオとおこなっていたところがございます。もちろん日本側の窓口は長崎ということになりますので、そこを通じた。もちろんご承知のとおり、江戸時代以降になると海禁なんかも出てきますので、そういう流れの中で、まだちょっと具体的に検討したことはないのですけども、そのようなものはあつたらうというふうに思います。麝香に関しては、一般的にどうだったのかというのは分からないのですけども、先ほどの記録の中で、やはり麝香を秀吉が所望していたという記録が出てきます。その他、香料に関しては、やはり伝統的にこの段階だと何とも言えないところがあるのですけども、交易対象になっているところが日明貿易なんかでは出てきますので、そうですね、秀吉の段階でどうだったか、ちょっと宿題とさせていただきたいと思うのですけども、やはりルソン壺も含めて、交易港も秀吉の段階では、長崎に限定はされていなかった。この段階ではされていないと思いますけれども、ある程度、やはり窓口を絞った統制というものを長崎奉行設置だとか直轄化する中で、考えていたということは状況としては想像はできますので、そういう形でのやはり統制というものは考えていた可能性はあるだろうと、一般的なお話で少しピンぼけのような解答になってしまうのですけども、そのようには考えております。より具体的なことは宿題にさせていただきます。ご質問ありがとうございます。